

## 生活福祉資金特例貸付の年内送金に係る書類受付期限 と年末の対応について

安芸太田町社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生活にお困りの方を対象として、特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金・総合支援資金（再貸付））の申請を受け付けています。

なお、年内送金を希望の方への申込みにつきましては、次のとおりです。

### 1. 年内の受付日について

**令和3年12月28日（火） 午後16時まで**

### 2. 貸付金の年内送金のための書類受付期限

貸付種目	受付期限
緊急小口資金	<b>12月17日（金）受付分迄</b>
総合支援資金（初回・再貸付）	<b>12月2日（木）受付分迄</b>

※上記、期限以降に受付けたものについては、1月の審査となります。

※書類等に不備があった場合は、1月以降の送金になる場合があります。

### 3. 貸付の延長について

生活福祉資金特例貸付は、令和3年11月末をもって終了の予定でしたが、昨今の経済状況等を踏まえ次のとおり延長となっています。

【緊急小口資金・総合支援資金】令和4年3月末迄

【総合支援資金（再貸付）】令和3年12月末迄

【総合支援資金（延長貸付）】※令和3年6月末で終了済

#### 【問い合わせ先】

（社福）安芸太田町社会福祉協議会（筒賀福祉センター内）

住 所 安芸太田町大字中筒賀 2802 番地 5

T E L 0 8 2 6 - 3 2 - 2 2 2 6

F A X 0 8 2 6 - 3 2 - 2 0 4 8